

## 空き家をお持ちの方

## 空き家をお探しの方

### 1 空き家バンク登録の相談

お持ちの空き家を売りたい・貸したいとお考えの方はご相談ください。

### 2 空き家の現地調査

市の職員が物件の状態を確認し写真撮影等を行います。

### 3 物件登録申請書の提出

下記の必要書類をご提出ください。

### 4 登録完了通知が届く

審査後、登録が完了すると通知書がご自宅に届きます。

### 5 空き家情報の公開

市の移住支援サイト『いきしまぐらし』で物件情報を公開します。

### 1 空き家情報の閲覧

市の移住支援サイト『いきしまぐらし』を見ていただきます。

### 2 物件の問い合わせ

内覧したい物件がありましたら政策企画課までお問い合わせください。

### 3 物件の内覧

物件の所有者(管理者)と市の職員も一緒に内覧を行います。

### 4 利用登録申込書の提出

空き家バンクの利用にあたっては利用登録が必要となります。

### 5 利用登録完了通知書が届く

通知書がご自宅に届いたら登録完了です。

### 6 契約交渉

物件の所有者と入居希望者双方で契約の交渉をします。

市は契約交渉、入居後や退去時のトラブルには介入できません。

## 登録に必要な書類

- ①空き家バンク物件登録申請書
- ②空き家バンク物件登録カード

※①②は記入していただく書類です

- ③土地と建物それぞれの登記事項証明書または登記簿謄本

(建物が未登記の場合は不要) **※法務局にて取得**

- ④ご自宅に届いている直近の課税資産明細書または公課証明書

**※公課証明書は壱岐市役所税務課にて取得**

※③④は用意して  
いただく書類です